



豊監公表第14号

令和5年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市教育長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和6年（2024年）9月19日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	清 水 聖 子
同	中 川 隆 弘
同	横 尾 しずか

令和6年(2024年) 8月30日

豊中市監査委員 様

豊中市教育長 岩元 義継

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和5年度定期監査において要望のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和5年11月27日)

対象となった 部局 課・施設の名称	要望事項	講じた措置の内容
読書振興課	事務の改善について コイン式コピーの利用料については、利用料収入にかかるリスク低減につながるような運用に改められたい。	図書館全体として事務の標準化を実現し、リスク低減を図った。 具体的には、利用料について令和5年(2023年)12月より複数人で確認することとした。また、各館個別の様式を使用していたところ、全館共通様式の記録簿を作成し、令和6年(2024年)7月から運用を開始するとともに、利用料について厳密に確認することについても、再度周知を行った。

読書振興課	事務の改善について 寄贈を受ける図書については、財産管理及び事務の効率性、有効性の観点から、図書館規則にしたがい、所定の用紙に必要事項を記入して、館長に申し出がなされるよう徹底されたい。	寄贈を受ける図書については、寄贈申込書を作成し、申込者から館長へ申出る図書館規則に沿った事務運用を令和6年（2024年）2月から開始した。
教育総務課	債権の管理について 会計年度任用職員に対する給与の過払分については引き続き回収に努めるとともに、在職者については確実に回収されたい。	会計年度任用職員に対する給与の過払分について、対象者に対する丁寧かつ積極的な督促を行い、令和6年（2024年）6月全額の回収が完了した。

令和6年(2024年) 8月30日

豊中市監査委員 様

豊中市教育長 岩元 義継

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和5年度定期監査において要望のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和 5年 11月 27日)

対象となった 部局 課・施設の名称	要望事項	講じた措置の内容
教育委員会 (小中学校)	PTA会費の会計事務に係る取扱いについて(第三中学校) PTA会費に係る通帳が学校で保管されているが、保護者負担費等会計事務マニュアルに基づく対応に改められたい。	学校保管していたPTA会費に係る通帳を、PTA役員と確認のうえPTA会計担当者に引き継ぎを行い、学校とは分別してPTA団体が管理するよう措置いたしました。